

## 貨物自動車運送事業等運転者表彰について

### ◆ 関東運輸局長表彰

【表彰の範囲】 貨物自動車運送事業等の事業用自動車の運転者として東京運輸支局長表彰を受けた模範者で、5月31日(基準日)において満15年以上勤続し、責任事故がない者。

- ① 事業用貨物自動車の運転者(助手・補助期間は除く)として、満15年以上勤続している期間のうち、現事業所(統合・分割期間を含む)に引き続き、満5年以上勤続していること。但し、勤続期間に中断があるときは、その中断期間を除いて、前後の期間を通算してよい。
- ② 「責任事故がない」とは、自己の責に帰すべき事由により、自動車の運行において、他人の身体・生命・財産を害した事故がないことをいう。また、本年5月31日(基準日)より遡って、過去3年間に於いて交通違反(軽微なものを含む)がない者に限る。
- ③ 東京都内の営業所に勤務している者に限る。

### 【提出書類】

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 在職証明書
- ④ 事業主の無事故証明書
- ⑤ 責任事故に関する申立書(本人)
- ⑥ 支局長表彰の表彰状の写し
- ⑦ 無事故・無違反証明書
- ⑧ 運転記録証明書:5年間

\*基準日 5月31日

\*提出期日 6月19日

\*提出部数 各2部 (③④⑤⑦⑧は正本1通・複本1通)

【A4版、クリップ止め(ホチキス止め厳禁)】

\*表彰日 10月

**\*当協会会員の方は事務局までご連絡いただければ書類を送付いたします。**

## ◆ 東京運輸支局長表彰

【表彰の範囲】 貨物自動車運送事業等の事業用自動車の運転者として団体長等の表彰を受けた模範者で、5月31日(基準日)において満10年以上勤続し、責任事故がない者。

- ① 事業用貨物自動車の運転者(助手・補助期間は除く)として、満10年以上勤続している期間のうち、現事業所(統合・分割期間を含む)に引き続き、満5年以上勤続していること。但し、勤続期間に中断があるときは、その中断期間を除いて、前後の期間を通算してよい。
- ② 「責任事故がない」とは、自己の責に帰すべき事由により、自動車の運行において、他人の身体・生命・財産を害した事故がないことをいう。また、本年5月31日(基準日)より遡って、過去3年間に於いて交通違反(軽微なものを含む)がない者に限る。
- ③ 東京都内の営業所に勤務している者に限る。

### 【提出書類】

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 在職証明書
- ④ 事業主の無事故証明書
- ⑤ 責任事故に関する申立書(本人)
- ⑥ 全ト協表彰(金銀銅十字章)の表彰状の写し、又は当協会会長表彰の表彰状の写し
- ⑦ 無事故・無違反証明書
- ⑧ 運転記録証明書:5年間

\*基準日 5月31日

\*提出期日 7月 5日

\*提出部数 2部 (③④⑤⑦⑧は正本1通・複本1通)

【A4版、クリップ止め(ホチキス止め厳禁)】

\*表彰日 9月

\*当協会会員の方は事務局までご連絡いただければ書類を送付いたします。